

日本はパラコート輸入国

日本は、パラコートを毒物指定しているが、いまだに使用を禁止していない。グリーンピース・英国などのまとめでは、2018年にシンジェンタは、英国から日本に向けて250トンのパラコートを輸出している。日本側の統計(『農業要覧 2019』)でも、日本はパラコートの原体を英国での調査とほぼ同じ27.5トンを輸入している。

日本では21年度からの農薬再評価を前に、昨年

9月に優先審査品目が公表された。パラコートは、その使用量が少ないということもあってか、優先審査品目には指定されていない。

タイは先ごろ、農薬ロビーや農業団体の反対を抑えてパラコートを禁止するとともに、食品への残留を認めないとする規制強化に踏み切っている。米国の民主党議員は今年8月、ネオニコチノイド系農薬などとともにパラコートの禁止を含む農薬規制強化法案を議会に提出している。

表示

「小麦粉(国内製造)」の意味

「原材料名:小麦粉(国内製造)」との表記をパン、麺、菓子等の小麦粉加工品で目にする。

この表示を消費者は「国産小麦使用」の意味と理解してしまうことが起きているのではないかと。輸入小麦を国内で製粉したという意味だから誤解を生みやすい表示だ。

輸入小麦には発がん除草剤のグリホサートが残留している。農水省が行った輸入小麦の残留農薬調査結果(2017年度)では、カナダ産 100%、米国産 98%からグリホサートを検出している。小麦輸出国では収穫直前にグリホサートで枯らすプレハーベスト処理が行われているからだ。そこで日本政府は、プレハーベストによる残留を許容するために2017年に小麦のグリホサート残留値をそれまでの5ppmから30ppmに6倍(!)も緩和した。

買い手が売り手の都合に合わせる商売があるだろうか。売り手(輸出国)は買い手(輸入国)の規制に合わせて輸出するのが貿易ルールの原則のはず。ところが日本は輸出国に都合よく、自国の基準のほうを下げて輸入するという主客転倒の対応なのだ。

既報の農民連食品分析センターによる市販食パンのグリホサート検査で、国産小麦や米粉使用以外の食パンはすべてグリホサートが残留していた。

自動車や工業製品を輸出して、代わりに農産物を輸入するという貿易、経済政策が、このようなゆがんだ貿易を受け入れ、国民の健康を売り渡してきたと言える。

加工食品の原料原産地表示は、2017年9月に改正され、国内で製造された全ての加工食品に原

料原産地表示が義務づけられた。対象は重量割合で1位の原材料だ。

さて、ここでクイズ。次の3つの表示のうち、国産の原材料が必ず使われているのはどれ?

A:国産またはアメリカ産

B:国産または輸入

C:国内製造

実はA~Cいずれの表示も、国産の原材料が入っているとは限らないのだ。今回の原産地表示には“抜け穴”があった。それがクイズのような曖昧な表示が認められたという点だ。Aの『国産またはアメリカ産』の場合、国産 100%、国産とアメリカ産の混合、アメリカ産 100%、いずれでもOK。つまり“国産”の文字がありながら“国産ゼロ”の可能性もある。

Bの『国産または輸入』という表示は、国産と3カ国以上の外国産、そのいずれかが使われていることを意味する。いったいどの国のものが入っているかはブラックボックスだ。

わけてもCの「国内製造」という表記は国産であるとの誤解を生む恐れが大きい。



小麦粉が主原料である食パンやうどんの場合、特に『国産小麦使用』と謳っていない商品は、ほとんどがアメリカ産、カナダ産など輸入小麦を使用している。

ただし、日本で製粉した場合、『国内製造』という表記が許され、小麦の原産地表示義務はない。輸入小麦であるのに国産小麦と誤解しやすい表示を許した姑息な抜け穴なのだ。消費者庁は終わっている。

近年パン用の国産小麦が生産され、国産小麦使用を謳ったパンを見かけるようになった。パン、麺、菓子等は「国産小麦使用」の製品を私たちが企業に求めていくなれば企業は国産へシフトしていかざるを得なくなるだろう。食品の表示欄にあるお客様相談窓口や広報窓口へ、国内製造の意味を問い合わせたり、「国産小麦使用の製品を！」との声を伝えましょう。これはひとりではできない立派な消費者運動なのです。（安田）

ネオニコ系農薬

ネオニコ農薬が残留する日本の米

農民連食品分析センターは10月7日、玄米の残留農薬検査結果を公表した。

以下は同センターHPから

2017年2月から2020年3月まで、市販の玄米297検体について131成分の農薬残留調査をおこなってきました。結果、農薬の検出率は3割強でしたが、検出される農薬の6割以上がネオニコチノイド系農薬であることがわかりました。もっとも検出頻度が高かったのがジノテフランで、検出の8割を占めていました。

玄米297検体のうち、36%に相当する109検体から農薬の検出が認められました。また検出された農薬の63%がネオニコ系農薬、10%がネオニコ系農薬類似農薬、その他の農薬が27%でした。ネオニコ系農薬の検出率が高いことが示されています。

また、検出されたネオニコ系農薬のうち、ジノテフランが79%ほどと、検出の8割を占めている結果となりました。広く生産現場に普及している状況を反映していると考えられます。

現在EUでは、ネオニコ系農薬のうち、農薬としての登録が有効で、農業に使用できる状態の成分は、アセタミプリド、イミダクロプリドの2剤のみに限られる状況にあります。ただし、イミダクロプリドは、登録はあっても、屋外使用は禁止、と厳しい制限が行われています(2018年に決定)。つまり、日本で使用可能なネオニコ系農薬のほとんどについて使用制限があるということになります。

(転載ここまで)

米にはネオニコ農薬の残留が多いという現実

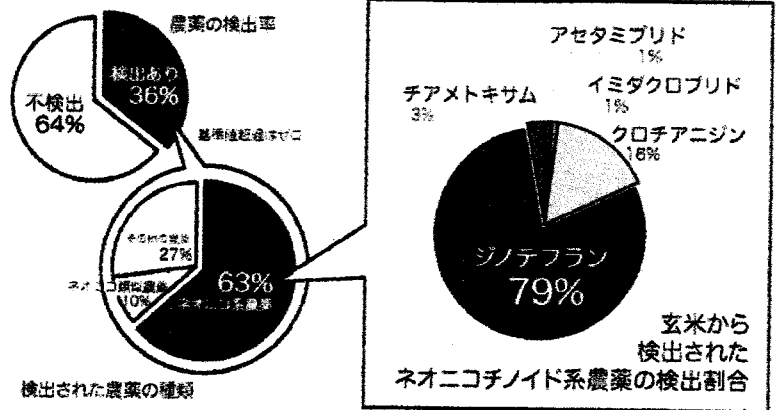


図 検出農薬に占めるネオニコチノイド系農薬の割合

Japan Family Farmers Movement Food Research Labo. 2020
一般社団法人農民連食品分析センター2020年調査

うすら寒くなる。ネオニコ農薬は浸透性により、水に溶けて根から茎、葉、実まで植物の隅々に薬効が行き渡る。かつ、その効果が長期間持続し、神経毒性として働く。EUはじめ世界中で厳しい規制がされるネオニコ農薬が日本では多用され主食の米に残留しているのだ。米とともに摂取した農薬は母親の胎盤を通過して胎児に作用する。

米に残留するネオニコ農薬はほとんどがジノテフランだった。ジノテフランは商品名「スタークル」の有効成分だ。「スタークル」は米のカメムシ防除用農薬であり、収穫の7日前まで使える。

カメムシが米粒の汁を吸った跡が斑点になり、米の検査でこの斑点米(着色粒)の割合が等級に影響する。1000粒に1粒(0.1%)までなら1等米、3粒までなら2等米になる。2等米になると買取価格が下がる。そのため農家は1等米を目指して散布に励むことになる。この等級基準を決めている「米の検査規格」が農薬多使用を農家に促す元凶であり、三井化学アグロなど農薬企業を大いに潤わ